

五管区水路通報

第 24 号

- 第 163項 瀬戸内海 - 明石海峡 無線方位信号所廃止
- 第 162項 本州南岸 - 日高港 掘下げ作業
- 第 161項 紀伊水道 - 徳島小松島港、徳島区、第1区、小松島区、第3区 ケーソン据付工事
- 第 160項 瀬戸内海 - 東播磨港 掘下げ作業

2026年163項 瀬戸内海 - 明石海峡 無線方位信号所廃止

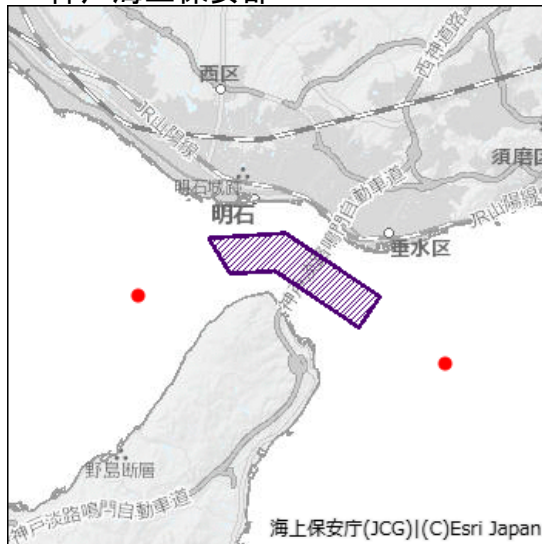
五管区水路通報8年21号154項削除

下記の無線方位信号所が廃止された。

1. 明石海峡航路東方無線方位信号所(灯台表第1巻9063.8) (34-35.0N 135-04.9E)
廃止日 令和8年6月23日
2. 明石海峡航路西方無線方位信号所(灯台表第1巻9064) (34-36.5N 134-56.7E)
廃止日 令和8年6月25日

海 図 W131-W150A-W150B-W106(JP共)-W100A

出 所 神戸海上保安部



2026年162項 本州南岸 - 日高港 掘下げ作業

日高港において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和8年7月10日～9月30日 日出～日没

区 域 下記2地点付近

(1) 33-51-45N 135-08-59E

(2) 33-51-59N 135-09-20E

備 考 汚濁防止枠を設置

夜間停泊時は作業船の位置を示す標識灯を四隅に設置

警戒船を配備

海 図 W77(JP共)

出 所 田辺海上保安部



2026年161項 紀伊水道 - 徳島小松島港、徳島区、第1区、小松島区、第3区 ケーソン据付工事
沖洲外岸壁及び赤石岸壁において、潜水士・起重機船によるケーソン据付工事が実施される。

期 間 令和8年7月1日～8月10日

区域1 34-03-16N 134-36-04E 付近

区域2 33-59-38N 134-36-59E 付近

備 考 区域1で吊り上げたケーソンを区域2まで運搬し、設置する(日中作業)
区域1及び区域2において水深5m(アンカーワイヤー上)を明示する浮標を設置
警戒船を配備

海 図 W1126

出 所 徳島小松島港長



2026年160項 瀬戸内海 - 東播磨港 掘下げ作業

高砂公共ふ頭付近において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和8年7月13日～8月15日(予備日8月16日～31日) 日出～日没

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 34-43-49.3N 134-47-45.3E

(2) 34-43-49.1N 134-47-57.1E

(3) 34-43-45.2N 134-47-57.0E

(4) 34-43-45.4N 134-47-45.3E

備 考 作業中は可航幅30mを確保
作業区域内での夜間停泊は、灯火で位置を明示
汚濁防止柵を設置
警戒船を配備

海 図 W107

出所 東播磨港長

